

大分県—防災映像公開システム機器一式の 借入に係る調達仕様書

大分県土木建築部道路保全課

1. 概要

本仕様書は、大分県防災映像公開システムのために導入する機器の仕様、調達、搬入、設置および保守に関する要件を定めたものである。本仕様書には、調達する機器の納入場所、納入場所における作業、ハードウェア及びソフトウェアに関する保守について記載している。機器に関する詳細な仕様については別紙「大分県防災映像公開システム機器一式についての特記仕様書」を参照すること。

2. 見積の前提

- (1) 見積は別紙「大分県防災映像公開システム機器一式についての特記仕様書」に掲げる機器の60ヶ月間のリース金額総額とする。ただし、入札金額は月額を記載するものとする。
- (2) 機器の導入作業、撤去に関する経費及び保守費用についても上記費用に加算した入札金額とする。
- (3) その他、詳細な仕様は別紙「大分県防災映像公開システム機器一式についての特記仕様書」によるものとする。

3. 借入物品及び数量

別紙「大分県防災映像公開システム機器一式についての特記仕様書」のとおりとし、納入時において新品であること。

4. 納入期限及び納入場所

契約完了後、速やかに詳細な納入スケジュールを提出すること。

納入期限は令和9年1月31日（木）までとし、納入期限までに本仕様書の5.及び別紙「大分県防災映像公開システム機器一式についての特記仕様書」に記載する設定作業等を行い、システムの動作検証等の確認作業をすべて終了すること。

なお、借入期間は令和9年2月1日から令和14年1月31日までとし、契約締結日から令和9年1月31日までの間は設置調整期間として、この間の賃借料は発生しないものとする。

- ・ 納入場所：大分県庁 新館 9F サーバ室（大分市大手町 3-1-1）
 - 国道 213 号（国東市安岐町塩屋）
 - 国道 442 号（竹田市久住町大字久住）
 - 県道別府一宮線（玖珠郡玖重町大字牧ノ戸）
 - 県道別府一宮線（由布市湯布院町川上）
 - 県道飯田高原中村線（玖珠郡玖重町大字町田）

5. 機器の導入作業

納入については、以下の項目に従い導入作業を実施すること。

- (1) 県庁内への搬入及び設置作業は原則、平日開庁時間に行うこと。
- (2) 機器の搬入・組立て後、空箱等の搬入材は速やかに撤去すること。
- (3) 各機器における基本 OS のインストール等、初期設定を行うこと。
- (4) 各機器におけるネットワーク接続、疎通確認を行うこと。
- (5) 既存ネットワークへの各機器の接続、疎通確認を行うこと。
- (6) 機器については単体での起動確認作業を行うこと。
- (7) LAN ケーブル、電源ケーブルの接続等サーバの現地設置作業を行うこと。
- (8) LAN ケーブルや OA タップ等、設置にあたって必要となる（不足する）消耗品については、今回の契約において受注者側で準備すること。
- (9) 電源工事が必要な場合は実施すること。
- (10) 上記(3)以外の機器への各種ソフトウェアのインストール及び各種設定は、別に委託するシステム開発業者で行うが、機器更新に伴いシステム開発業者でなければ実施できない各種調整作業が発生するため、今回の調達に際してはシステム開発業者と必ず業務提携を行い、作業を実施すること。
- (12) 全ての導入作業において疑義が生じた場合は、道路保全課と協議の上、作業を実施すること。
- (13) カメラ機器の施工箇所は、次のとおりとする。
 - (1) 国道 442 号 竹田市久住町大字久住
 - (2) 県道別府一宮線 玖珠郡玖重町大字牧ノ戸
 - (3) 県道飯田高原中村線 玖珠郡玖重町大字町田
 - (4) 県道別府一宮線 由布市湯布院町川上
 - (5) 国道 213 号 国東市安岐町塩屋
- (14) 既存機器等を再利用する場合には、既存業者と調整の上、発生する知的財産権及び所有権にかかる諸手続きは受注者の責任において処理すること。また、再利用する場合には、システム運用期間中の動作を保証すること。

6. 機器等の保守要件

機器等が常に完全な機能をもつように、対象の機器等のハードウェア保守作業を行うこと。

保守内容については「大分県防災映像公開システム機器一式についての特記仕様書」によるものとする。

保守に要する経費（保守担当窓口対応経費、故障した機器等の原形復旧に要する部品・機材・修繕・設定等、機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費及び借入終了時の撤去費等）は、すべて今回の賃借料に含めることとし、原則として、リース期間中の新たな費用弁済は行わない。

(1) 保守体制

契約後の保守作業の連絡先一覧表を道路保全課へ提出すること。

ただし、入札参加資格確認時に機能等証明書と同時に提出した「障害対応体制証明書」に変更がない場合は、それに替えることができる。

(2) 補修部品

保守期間中については、補修部品（付属品、サーバ機器導入時のソフトウェア含む）を常時、保有するとともに供給・納入を保証すること。

(3) 保守時間

大分県庁 新館 9F サーバ室における保守時間は以下のとおりとする。

8：30～17：15 ※閉庁日を除く

ただし、障害の内容に応じ、県が必要と判断した場合は、上記以外の日時でも対応を行うこととする。

7. その他

(1) 契約終了後に機器の撤去作業を行うこと。

(2) 本仕様書に疑義がある場合は、本県に質問し、その指示を受けること。

なお、契約後の本仕様書の解釈は本県によるものとする。（必要に応じて、速やかに本県と協議を行うこと）

8. 機密情報・個人情報を取り扱う作業場所

機器調達時及び保守作業時等に機密情報・個人情報を取り扱う場合の作業場所は以下のとおりとする。

- ・ 大分県大分市大手町 3-1-1
- ・ 大分県庁新館 9 階 サーバ室及び・大分県庁新館 7 階 道路保全課 執務室内